

書評

新聞記者からみた「ヘイト」のフィールド

角南圭祐. 2021.

『ヘイトスピーチと対抗報道』

東京: 集英社.

愛知県立大学大学院国際文化研究科国際文化専攻博士前期課程1年
鈴木友也

本書は、差別的言動などの「ヘイト」について、その背景である歴史修正主義や、デモや SNS 上など「ヘイト」の現場、そして「ヘイト」に対してメディアがどう向き合ってきたか、あるいは向き合わなかったかを検証し紹介している。その上で著者は「ヘイト」解消に向けて、新聞記者として「ヘイト」と闘う「対抗報道」を行うことを提唱している。著者の角南圭祐は、大阪外国語大学卒業後、愛媛新聞記者や韓国でのフリージャーナリストを経て、2009 年に共同通信社に入社し、2020 年より広島支局次長となる。共著には『戦争への想像力』(新日本出版社)や『ろうそくデモを越えて』(東方出版)などがある。

本書は、「はじめに」と第 1 章から第 6 章、「おわりに」の全 262 頁で構成されている。「はじめに」では、関東大震災時における朝鮮人虐殺などのこれまでの日本の外国人虐殺や差別の歴史や、「ヘイト暴力のピラミッド」という下の段の偏見・先入観から上の段のジェノサイドに至るまでの図を紹介している。この図では、下の段の偏見・先入観で止めておかなければ、差別はやがてエスカレートして国家レベルのジェノサイドへ至る下から上へのアプローチと、上の段の差別政策から人々に差別感情を生ぜしめる上から下のアプローチがあることが示される。

第 1 章「ヘイトスピーチと報道」では、「共同通信ヘイト問題取材班」としてヘイトスピーチの現場で取材を重ねてきた著者が、メディアがどう「ヘイト」に向き合ってきたか、あるいは向き合わなかったかを述べる。また、「ヘイト」の現場は、街頭のデモや集会やインターネット上であり、その背景には政府の政策があると主張する。

第 2 章「ヘイトの現場から」では、2016 年のヘイトスピーチ解消法成立後のヘイトの現場について述べている。川崎市では、2020 年 7 月にヘイトスピーチに刑事罰を科す条例が施行され、これに対し排外主義団体「日本第一党」が同月 12 日に街頭宣伝を行なった。しかし、カウンター側は演説を妨害するなど従来の「無効化」という手段を取らなかった。これは川崎市職員が演説内容を記録していたためである。また「差別に基づく犯罪」であるヘイトクライムは在日朝鮮人以外に向けたものも存在し、1997 年 10 月の日系ブラジル人の少年が集団リンチを受け死亡した事件を紹介している。

第 3 章「ネット上のヘイト」では、路上以外のヘイトの現場としてネットを取り上げる。2020 年の新型コロナウイルスでは、感染発生地となった中国への憎悪や暴力をあおる発言や、朝鮮人学校へのマスク配布の除外が、SNS や掲示板に多くみられた。また、同年 3 月に NHK 広島放送局が開設したツイッターのアカウントでは、第二次世界大戦敗戦直後の朝鮮人の暴動につ

いて注釈のないまま投稿した事件を扱っている。差別の扇動となる懸念から、同投稿は削除された。

第4章「官製ヘイト」では、高校無償化の政策の対象から排除された朝鮮人学校について述べている。このことについて、著者は元文科省事務次官の前川喜平氏の「国が率先して行っている『官製ヘイト』だ」という批判を紹介している。また、拉致問題を理由に日本が北朝鮮に対して行っている独自制裁は、朝鮮人学校の修学旅行である祖国訪問の際にも及び、子どもたちのお土産などを税関職員が没収した例を挙げ、非難している。

第5章「歴史改竄によるヘイト」は、歴史修正主義について、従軍慰安婦や徴用工の問題を挙げ、植民地支配など歴史認識の問題から差別の多くが生まれていることを示している。また、ドイツでは刑法130条(民衆扇動罪)で具体的な刑事罰をもって歴史修正主義を規制し取り締まることができるが、日本の政治状況ではドイツの様な法規制を設けることは難しいという龍谷大の金尚均教授の指摘を紹介している。

第6章「ヘイト包囲網」では、前の章までに触れてきたヘイトを押さえ込むための取り組みや、デモにおけるカウンターや、法制度の現状と課題に触れている。具体的には、東京オリンピックに向けてネットパトロールする東京の事例や、ヘイトスピーチ解消法とそれに伴い制定された条例の罰則を挙げている。

「おわりに」では、著者自身が差別主義の右翼少年だった過去を告白・反省している。次に、記者である著者が本書を執筆した動機や本書のタイトルでもある「対抗報道」に触れ、「私は差別に反対する。闘う」(261頁)と述べ、改めて差別に対抗する決意をし、差別に反対する政策や法規制の実現を目指している。

本書は、冒頭でも述べたように、「ヘイト」について、その背景である歴史修正主義や、デモやSNS上などの「ヘイト」の現場、メディアの報道姿勢を紹介している。その上で著者は「ヘイト」解消に向けて、新聞記者として「ヘイト」と闘う「対抗報道」を行うことを提唱している。その論点は、大きく分けて二点あると考える。

一点目は、メディアと「ヘイト」の関係である。「ヘイト」に関する報道について意見を述べることを避けた「公正中立」という従来のメディアの姿勢に対し、著者が「ヘイト」と闘う意志を持ち、本書のタイトルでもある「対抗報道」を行う姿勢である。また、第3章で紹介されたNHK広島放送局の事案は、メディア自身も「ヘイト」に加担する可能性を示しているため、メディアには、慎重な報道や「ヘイト」に加担するメディアとの闘いの必要性があると考えられる。

二点目は、第5章で述べられた従軍慰安婦や徴用工問題に関する歴史修正主義は、「ヘイト」の生まれる背景であるとし、ドイツでは刑法130条によって歴史修正主義に対する法規制があることを述べていることである。慰安婦問題に関しては、評者は2015年の日韓合意における政治的な問題であると考え。まず、同合意における「最終的かつ不可逆的な解決」を確認したのちの韓国側の行動は、「パクタ・スント・セルヴァンダ(合意は拘束する)」という観点から国際法違反が争点となり政治的な問題であると考えられる。その一方で、著者がこれを「ヘイト」の問題として提起し、韓国側の主張を全面的に肯定している。この部分では、「ヘイト」との関連が低い印象を与え、評者は納得できない。さらに、「ヘイト」のデモの中では、差別的言動のみならず、しばしば竹島の領有権主張など政治的な意見がみられる(大阪地判令2・1・17)。慰安婦問題等について深く述べる一方で、この点に本書で触れていないことから、著者の主張には、主観的な側面が強い印象を与える。

また、上記のような法規制が存在するドイツにおいても「ヘイト」は存在している。ドイツは第二次世界大戦後の高度経済成長に伴いトルコ人などの外国人労働の受け入れや、近年の中東情勢の悪化によって生まれた難民の受け入れに関して、差別的言動や難民キャンプ襲撃など、歴史修正主義とは別に現在進行形の問題が存在する。したがって、歴史修正主義を「ヘイト」の背景として捉える著者の主張は一面的であるという印象を与える。

本書は、2021年4月発行という比較的新しい書籍であるため、2020年の新型コロナウイルス流行に係る差別やデモなど、新たな「ヘイト」の形を紹介しており、従来の書籍に比べ扱う情報が新鮮な印象を与える。また、書籍のタイトルに「対抗報道」とあるように、論調は「ヘイト」に明確に反対である一方、主観的な側面が強い印象を与える。このような点も見受けられるが、新たな「ヘイト」の形を紹介している点において長所があり、一読を勧めたい。